（二二GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備）

第四十九条の二十五　電気通信業務を行うことを目的として開設された基地局又は陸上移動局であつて、二二〇二五・五MHzを超え二二〇七五・五MHz以下又は二二二〇五・五MHzを超え二二二五・五MHz以下の周波数の電波を使用するもの（以下「二二GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局」という。）は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一　通信方式は、複信方式であること。

二　変調方式は、四相位相変調であること。

三　送信空中線は、絶対利得が一〇デシベル以上の利得を有する無指向性空中線又は絶対利得が一四デシベル以上の利得を有する指向性空中線であること。

別表第一号（第５条関係）

周波数の許容偏差の表

［表略］

［注１～注30　略］

31　次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

［(1)～(22)　略］

(23)　54MHzを超え65MHz以下の周波数の電波を使用する電気通信業務用無線局のうち、第49条の24の５に規定する無線局　10（10^{-6}）

［32～57　略］

別表第二号（第６条関係）

［第１～第75　略］

第76　54MHzを超え65MHz以下の周波数の電波を使用する電気通信業務用無線局のうち、第49条の24の５に規定する無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、110kHzとする。

別表第三号（第７条関係）

［１～65　略］

（二二GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備）

第四十九条の二十五　［同上］

別表第一号（第５条関係）

周波数の許容偏差の表

［表同左］

［注１～注30　同左］

31　［同左］

［(1)～(22)　同左］

［新設］

［32～57　同左］

別表第二号（第６条関係）

［第１～第75　同左］

［新設］

別表第三号（第７条関係）

［１～65　同左］